



令和3年度

鎌倉市保育所等の入所申込みのしおり

認可保育所・認定こども園（保育所部分）
家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業



【鎌倉市HP】

お問い合わせ

鎌倉市役所こどもみらい部保育課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

TEL: 0467-61-3894 (ダイヤルイン)

MAIL: kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

もくじ

1	はじめに	2
2	教育・保育給付認定について	2
	（1）年齢や利用内容による区分	3
	（2）保育の必要量に応じた区分	3
	（3）教育・保育給付認定の変更	4
3	保育所等の申込みについて	
	（1）保育を必要とする事由（保育所等を利用できる方）	5
	（2）クラス年齢の数え方について	6
	（3）保育所等施設の見学	7
	（4）入所申込みについて	8
	（5）入所申込みに必要な書類について	10
	（6）郵送での申込み	11
	（7）市外在住で鎌倉市内の保育園を希望される方	11
	（8）鎌倉市在住で市外の保育園を希望される方	11
	（9）出生前申込みをされる方	12
	（10）転園申込みをされる方	13
	（11）申込み内容を変更、取り下げしたい場合	13
4	利用調整（入所審査）について	
	（1）入所までの流れ	15
	（2）入所可否等の結果について	16
5	入所決定後について	
	（1）ならし保育について	18
	（2）入所決定後の書類提出について	18
	（3）入所の辞退について	19
6	在園児童の必要手続きについて	
	（1）上のお子さんが保育所等に在園している場合	20
	（2）保育所等に在園していて、産前産後休暇や育児休業を取得する場合	20
7	保育コンシェルジュについて	21

本案内には、保育所等の入所申込みを行うための手続きや入所決定後の説明、必要書類などの重要な事項を記載しておりますので、申込みを行う際にはこのしおりをよく読んで申請してください。なお、既に令和2年度以前の申込みをしている方も、再度申込みが必要です。

また、近年の保育ニーズの高まりによる入所希望者の増加から、入所できる児童数には限りがあります。そのため、ご希望の施設へ入園、転園ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

なお、既に市内保育所等に入所しており、転園を希望される方については、転園の申込み（P13参照）が必要です。令和3年4月の転園申込みについては、10月頃に各園よりお配りする継続届にもあわせてご案内しています。また、既に入所している保育所等の継続入所を希望される方については、園から配布される案内に従い、継続届及び必要書類をご提出ください。

認可保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育等の施設を利用したい方は教育・保育給付認定と入所申込み手続きが必要になります。なお、教育・保育給付認定の申込み手続きは入所申込みと兼ねています。そのため、保育所等の入所申込みをしていただければ、別途の手続きは不要です。

入所申込みをされた方には、入所希望月までに「教育・保育支給認定証」を発行します。なお、すでに「支給認定証」または、「教育・保育支給認定証」をお持ちの方は、「支給認定証」を「教育・保育支給認定証」とみなしますので、改めて認定証の送付はいたしません。



(1) 年齢や利用内容による区分

● 1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合の認定です。

1号認定は各施設へ直接申込みとなります、ご希望の施設にお問い合わせください。

[主な利用先] 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

● 2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、**保育を必要とする事由**に該当し、保育所等での保育を希望する場合

[主な利用先] 保育所、認定こども園（保育所部分）

● 3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、**保育を必要とする事由**に該当し、保育所等での保育を希望する場合

[主な利用先] 保育所、認定こども園（保育所部分）

地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育、家庭的保育等）

(2) 保育の必要量に応じた区分

教育・保育給付認定の2号認定または3号認定を受ける方は保育の必要量によって、さらに「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」に区分されます。

● 保育標準時間認定（主にフルタイム就労の方）

「保育標準時間」に認定された方の施設利用可能時間は、11時間です。

● 保育短時間認定（主にパートタイム就労の方）

「保育短時間」に認定された方の施設利用可能時間は、8時間です。

※就労時間+通勤時間が8時間を超える場合は標準時間の認定になります。

※各区分の利用可能時間の時間帯は各施設によって異なります。

※実際の保育時間は就労の場合、就労時間+通勤時間となり、保育を必要とする事由の当てはまる時間のみとなります。

(3) 教育・保育給付認定の変更

保育を必要とする事由が変更となった場合や育児休業を取得する場合は教育・保育給付認定の変更を行う必要があります。「教育・保育給付認定変更申請書」および「保育を必要とする事由を証明する書類」を変更内容が分かり次第、速やかに提出してください。

なお、教育・保育給付認定の変更を行う場合、変更日は毎月1日となります。月途中での変更は受け付けておりません。そのため、変更を希望する場合は、必ず変更希望月の前月末までに、書類を提出してください。

Q&A - 教育・保育給付認定 -

- | | |
|----|--|
| Q1 | 保育標準時間の認定を受けた場合、月曜日から土曜日まで開所時間の全ての時間を預けることができますか？ |
| A1 | 実際の預かり時間については、保護者の方が保育できない時間のみとなりますので、全ての時間を預かることはできません。就労の場合、就労時間+通勤時間となります。 |
| Q2 | 1日6時間の勤務ですが、通勤に片道1時間半かかります。保育短時間内にお迎えに行けないのですがどうすればいいですか？ |
| A2 | 教育・保育給付認定は、通勤時間と就労時間を合わせて8時間を超える場合、保育標準時間での認定となりますので、変更手続きを行ってください。ただし、実際の預かり時間については、通勤時間と就労時間のみとなります。 |
| Q3 | 求職活動中の要件で教育・保育給付認定を受けましたが、就労を開始しました。どうすればいいですか？ |
| A3 | 教育・保育給付認定の要件を就労に変更する必要があります。教育・保育給付認定変更申請書及び就労証明書を速やかにご提出ください。 |
| Q4 | 就労の要件で教育・保育給付認定を受けましたが、病気になり療養が必要になりました。どうすればいいですか？ |
| A4 | 教育・保育給付認定の要件を疾病・障害に変更する必要があります。教育・保育給付認定変更申請書及び診断書等を速やかにご提出ください。 |

保育所等の入所申込みについての説明です。入所申込みを行うにあたり、大切な説明ですので、必ず申込みまでにお読みください。

(1) 保育を必要とする事由（保育所等を利用できる方）

保育所等は保護者の就労などの理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である方が利用できる施設です。幼児教育や集団生活を経験させること、友達を作ることをのみを目的とする場合は、入所できません。

保育の必要性が認定されるためには保護者（父母）が下記のいずれかに該当することが必要です。

保護者等の状況	認定期間
ひと月において月64時間以上働いている	最長、就学前まで
妊娠中または出産後の休養が必要である	出産予定日の前8週目の日が入る月の初日から出産日の後8週目の日が入る月末
病気やケガ、または精神や身体に障害がある	保育が可能な状態になるまで
介護または看護にあっている	介護、看護を必要としなくなるまで
災害の復旧に当たっている（震災、火災、風水害等）	災害復旧まで
求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている	3か月以内
大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	学校等に通っている間
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがある	必要な期間
前各号に掲げられたものの他、前各号に類すると市長が認める場合	市長が認める期間

※育児休業中でもお申し込みできますが、入所した月の翌月までに復職することが必要です。復職されない場合、退所となります。また、復職後すみやかに再度「就労（内定）証明書」をご提出していただきます。

Q&A - 保育を必要とする事由（保育所等を利用できる方） -

Q1 同世代の友達をつくるために保育園の利用はできますか？

A1 保育要件がない場合、保育園の申込み及び保育園の利用はできません。幼稚園、認定こども園の1号部分等をご利用ください。

Q2 父親は就労中で、母親は専業主婦です。子どもを預けたいのですが、申込みはできますか？

A2 保育を必要とする事由（P5参照）がない場合は、保育園の申込みをすることはできません。幼稚園、一時預かり、ファミリーサポート等をご利用ください。

Q3 現在、育児休業中で3歳の子どもと0歳の子どもがいます。上の子だけ保育園に申込みをして、育児休業を継続することはできますか？

A3 できません。育児休業中のお申込みの場合、入所後、一か月以内に復職が必要になります。

(2) クラス年齢の数え方について

クラス年齢は4月1日時点の年齢で数えます。年度内に誕生日を迎えた場合でもクラスは変わりません。

クラス	生年月日
0歳児クラス	令和2年4月2日以降生まれの児童
1歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの児童
2歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの児童
3歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの児童
4歳児クラス	平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれの児童
5歳児クラス	平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれの児童

(3) 保育所等施設の見学

保育所等は、お子さんが毎日生活する場となります。また、園ごとに保育内容や園でかかる費用等は異なります。そのため、希望する園については、可能な限りあらかじめ見学をし、施設長等から説明を受け、保護者の方が納得した上で、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、見学をする場合、日程等は事前に直接各施設にお問い合わせいただき、見学日時等の調整を行ってください。日程調整ができない場合は、お電話等で園についての説明を受けてください。

【見学の際に確認していただきたいこと】

受入年齢	園ごとに受入年齢が異なりますのでご確認ください。
開所時間	園ごとに開所時間は異なりますのでご確認ください。
園でかかる費用	保育料については、保護者の所得に応じて市が決定しますが、別途、園でかかる費用がある場合がありますのでご確認ください。(3歳児クラス以降は、保育料は無償になります。給食費等は実費徴収になりますので各施設にご確認ください。)
保育内容	園ごとに保育内容が異なりますのでご確認ください。
通園距離	自宅や勤務先から園までの通園経路の確認や移動手段をご確認ください。
その他	上記の確認事項以外にも、疑問に思うことや気になることについてご確認ください。

Q&A - 保育所等施設の見学 -

Q1 見学をしないと申込みはできないのですか。

A1 見学をしていない状態でも申込みをすることはできます。しかし、入園後に思っていた園と違ったとなる方もいますので事前に見学をしていただくことを勧めています。お子さんが毎日生活する場になりますので保護者の方が納得した園にお申込みください。

Q2 見学をすると入園しやすくなりますか。

A2 見学をしたことで入園しやすくなることはありません。入所決定については、利用調整基準表に基づき点数の高い方から順となります。

Q3 見学に行く際は、事前に連絡が必要ですか。

A3 見学に行く際は、事前に各園にご連絡ください。園の体制もありますので、事前にお問い合わせの上、日程を調整して見学に行ってください。

(4) 入所申込みについて

入所決定は申込みの先着順ではありません。申込必要書類をすべて揃えた上で期間内にお申込みください。
なお、申込必要書類が不足している場合は原則、受付することができませんのでご注意ください。

また、入所後はならし保育を行います。ならし保育の期間はお子様の年齢及び状況により異なりますが、概ね2週間程度です。ならし保育中は早めのお迎えになりますので、お迎えの際の手立てはあらかじめお考えください。

【令和3年4月1日入所をご希望の方】

令和3年4月1日の入所を希望の方	
郵送受付期間	令和2年11月2日(月) ~ 令和2年11月13日(金) ※締切日消印有効 ※郵送での申し込みについての詳細はP9をご覧ください。
窓口受付期間	令和2年11月2日(月) ~ 令和2年11月13日(金) ※土日祝はお休みです。11月8日(日)は休日窓口開設します。
窓口受付時間	月曜～金曜 午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く) 11月8日(日) 午前9時～午後3時(正午～午後1時を除く)
受付場所	月曜～金曜 鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室 11月8日(日) 鎌倉市役所 本庁舎1階 保育課(31番窓口)
審査結果	令和3年2月上旬予定(郵送での通知) ※結果について、お電話でのお答えは出来かねますのでご了承ください。

※必要書類等に記載漏れのない様確認の上、受付期間内に郵送または受付場所にご提出ください(なるべく、郵送をご利用ください)。

※4月入所希望のみ、出生前の受け付けをしています。詳しくはP12をご覧ください。

※申込書類の記入は必ず黒のボールペンで記入してください。(消えるペンでの申請は無効となります。)

※申込みの有効期限は、申込み希望月の属する年度内となります。

【令和3年5月1日以降の入所をご希望の方】

令和3年5月1日以降の入所を希望の方				
窓口受付時間	月曜～金曜 午前8時半～午後5時15分（正午～午後1時を除く） ※郵送での受付も行っています、詳細は11ページをご覧ください。			
受付場所	月曜～金曜 鎌倉市役所 本庁舎1階 保育課（31番窓口）			
申込み締切日	利用開始日	申込締切日	利用開始月	申込締切日
	令和3年4月	※8ページを参照ください	令和3年10月	令和3年9月10日（金）
	令和3年5月	令和3年4月12日（月）	令和3年11月	令和3年10月12日（火）
	令和3年6月	令和3年5月10日（月）	令和3年12月	令和3年11月10日（水）
	令和3年7月	令和3年6月10日（木）	令和4年1月	令和3年12月10日（金）
	令和3年8月	令和3年7月12日（月）	令和4年2月	令和4年1月11日（火）
	令和3年9月	令和3年8月10日（火）	令和4年3月	令和4年2月10日（木）
審査結果	入所希望月の前月の20日～25日頃までに郵送で通知します。 なお、内定した場合は、通知書の送付に先立ち電話で連絡します。			

※入所を希望する月によって、申込み締切日が異なります。（原則、入所希望月の前月10日）

※申込内容の変更等の締切りに関しても上記のとおりです。

※入所日は原則各月1日からです。

※申込書類の記入は必ず黒のボールペンで記入してください。（消えるペンでの申請は無効となります。）

※申込みの有効期限は、申し込み希望月の属する年度内となります。

(5) 入所申込みに必要な書類について

下記に従い、書類の提出が必要です。なお、申請書等は鎌倉市のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

【入所申込みに必要な書類】

対象者	<input checked="" type="checkbox"/>	必要な書類
全ての方	<input type="checkbox"/>	教育・保育給付認定申請書(兼)入所申込書（2号・3号用）
	<input type="checkbox"/>	児童調査票
	<input type="checkbox"/>	保育所等入所に関する確認票
	<input type="checkbox"/>	申込書補助票
	<input type="checkbox"/>	保育の必要性を確認する書類（詳細は下記表をご覧ください）
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードまたは通知カード（申請児童と父母分）と本人確認書類（父母の免許証、パスポート、住基カード等写真入りのもの） ※郵送申込みの場合は写しをマイナンバー提出票に添付、窓口提出の場合は持参してください。
令和3年度4月～8月の入所希望で 令和2年1月1日時点で市外に住 民票のあった方	<input type="checkbox"/>	課税証明書（父母のうち左記対象に該当する方のもの） 令和2年度課税証明書
令和3年度9月～3月の入所希望で 令和3年1月1日時点で市外に住 民票のあった方		課税証明書（父母のうち左記対象に該当する方のもの） 令和3年度課税証明書

【保育の必要性を確認する書類】

父母ともに書類が必要です。また65歳未満の同居の祖父母がいる場合祖父母の書類も必要となります。

必要性項目	父	母	必要な書類
就労（就労内定） 育児休業（復職予定）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就労（内定）証明書（3か月以内に取得したもの） ※自営業の場合は「スケジュール表」及び「開業届」や「確定申告の写し」 等自営業を証明する書類の提出が必要です。
疾病・障害等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	診断書や障害者手帳の写し（疾病名、障害名、期間等のわかる箇所）
介護・看護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護・看護状況申告書 介護保険被保険者証や障害者手帳写し、診断書
就学	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就学状況申告書、在学証明書、学生証の写し
妊娠・出産	/		母子手帳の表紙及び出産予定日の載ったページの写し
求職活動・起業準備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）

(6) 郵送での申込み

入所申込の必要書類と「94円切手を貼った返信用封筒（長3型）」を同封の上、鎌倉市役所保育課までご郵送ください。令和3年度4月入所希望の場合は、令和2年11月13日（消印有効）が締め切りとなります。

なお、保育課に申込書類が届き次第、受領が完了した旨のお知らせを返信します。

また、入所申込み締切日（P8,9参照）を過ぎた日付の消印や書類が届かなかった場合、選考出来かねますのでお気を付け下さい。

なお、市外の保育園に申込みされる場合や申込み日時点で市外にお住まいの場合は郵送での受付ができませんので、ご注意ください。（P11参照）

(7) 市外在住で鎌倉市内の保育園を希望される方

お住まいの市区町村の書類で、お住まいの市区町村へお申込みください。

申込み締め切り日（P8,9参照）はあくまでも、書類が鎌倉市に届く日ですので、必要書類、申込み方法、いつまでにお住いの市区町村へ書類提出が必要か、あらかじめお住まいの市区町村へお問い合わせください。

なお、市区町村によっては直接鎌倉市に申込みを行うよう案内のある場合があります。事前にお住まいの市区町村にお問い合わせください。

● 鎌倉市内に転入の予定がない方

鎌倉市内に転入の予定がない方も、鎌倉市内の保育園のお申込みは可能です。お住まいの市区町村にお申込みの書類とともに、「課税証明書」（P10参照）の提出をお願いいたします。

なお、4月入所については転入予定のない方は、1次審査のお申込みができません。2次審査からの受付となりますのでご注意ください。

● 鎌倉市内に転入を予定している方

入所希望日までに、鎌倉市に転入の予定がある方は、アパート・マンションなどの賃貸契約書・売買契約書等、及び「入所申し込みに関する同意書」を提出していただくと、選考上、鎌倉市内在住の方と同等とみなすことができます。また、「課税証明書」（P10参照）をご提出ください。

なお、転入後は鎌倉市役所保育課で改めて申込みをし、教育・保育給付認定を受ける必要があります。転入手続き後速やかに申請してください。転入後の申込みがない場合、申込みは無効となります。

(8) 鎌倉市在住で市外の保育園を希望される方

受付期間と必要書類をあらかじめ保育所等のある市区町村にお問合せのうえ、保育所等のある市区町村の受付締切日の約2週間前までに、鎌倉市役所保育課に必要書類を揃えてお申込みください。

なお、市外の施設を希望する場合、郵送での受け付けはできません。直接窓口へお越しください。

(9) 出生前申込みをされる方

令和3年4月入所希望の場合に限り、出生前の申込みを受付けます。(令和3年5月入所以降の出生前申込みは受付けていません。)

なお、対象となる方は令和3年2月4日までに出産予定の方です。

また、出生前申込みをされた方は、出生後必ず鎌倉市保育課にて、本申請を行ってください。本申請がされない場合申請は無効になりますのでお気をつけください。

● 出生前申込みの流れ

仮申込み	
<p>4月入所申込期間中に、必要書類(児童票を除く)を揃え、仮申し込みをします。</p> <p>お子さんの名前・性別・生年月日のみ空欄にして、申込みをお願いします。</p> <p>また、誕生日が<u>令和3年2月4日以前</u>であることを確認できるよう、<u>母子手帳の表紙と出産(分娩)予定日のわかるページの写しを添付</u>してください。</p>	
利用調整	
<p>4月入所の一次審査では、出生前のお子さんも含めて審査を行います。</p>	
本申請(出産後の申請)	
令和3年2月4日までに出生	令和3年2月5日以降に出生
<p>出生後2月10日までに、本申請を行ってください。</p> <p>本申請では「教育・保育給付認定申請書(兼)入所申込書(2号・3号用)」に氏名、生年月日等を追記したもの及び「児童調査票」の提出が必要です。</p>	<p>出生後すみやかに、本申請を行ってください。</p> <p>4月入所審査の対象ではなく、<u>5月入所以降の入所審査の対象</u>となります。</p> <p>5月以降、入所内定が決まり次第、連絡をいたします。</p> <p>申込内容を変更したい場合は13ページをご覧ください。</p>
結果通知	
<p>本申請がされ次第、入所内定の方には「内定通知」をお送りします。保留の方は、5月入所以降の審査対象になります。</p> <p><u>※本申請がされない場合、申請は無効になり結果の通知を送付できませんので必ず本申請をしてください。</u></p>	
入所内定の場合	入所保留の場合
<p>入園準備へ</p>	<p>保留のお知らせが届き、次回の審査対象となり、内定次第ご連絡いたします。</p>

(10) 転園申込みをされる方

申込み先、申込み方法については、以下のとおりです。

居住地	在園施設	転園希望先施設	申込み方法
鎌倉市	鎌倉市内の保育所等	鎌倉市内の保育所等	P8,9の締切日までに転園申込書と就労証明書等を提出してください。
鎌倉市	鎌倉市内の保育所等	市外の保育所等	申込み先の市区町村に締切日と必要書類を確認のうえ、申込み先の締切日の2週間前までに鎌倉市保育課までお越しください。なお、郵送での受付はできません。(P11 参照)
市外	市外の保育所等	鎌倉市内の保育所等	P8,9の締切日までに鎌倉市に書類が届くように住民票のある市区町村からお申込みください。必要書類については、P11 参照。

※転園が内定した場合、元の園には別の方が内定しています。元の園に戻ることはできませんのでお気をつけください。

(11) 申込内容を変更、取り下げしたい場合

申込内容を変更したい場合、P8,9の入所申込み締め切り日までに、「保育所等入所申込変更届」をご提出ください。また、保育要件等申込内容に変更がある場合においても、同様に締切日までに各種書類の提出が必要です。なお、お電話による申込内容の変更は受け付けておりません。

また、入所申込みの取り下げに関しては、申込内容の変更同様、P8,9の入所申込み締め切り日までに保育課に取り下げの旨を連絡したうえで、「保育所等入所申込取下届（入所内定辞退届）」を速やかにご提出ください。

Q&A - 保育所等の申込みについて -

Q1 入所の決定は申込みの先着順ですか。

A1 入所の決定はお申込みの先着順ではありません。締め切りまでにお申込みいただいた方で利用調整基準表に基づき点数の高い方から入所の決定を行います。

Q2 希望保育所は全て記入しなければならないのですか。

A2 申込書には第8希望までの記入欄がありますが、すべてを埋める必要はありません。また、第9希望以上の施設を希望される場合は、余白または別紙（任意様式）に記載をお願いします。記入された園のみ審査を行います。なお、1園のみと園の希望を絞ることで、入所がしやすくなることはありません。

Q3 空きのない保育所等の申込みはできますか。

A3 申込みはできますが、利用されている方が退園するなど、空きが出た場合に審査を行います。

Q4 申込みをして内定とならなかった場合、以降の手続きは何か必要ですか。

A4 保育所等の申込みは同年度内有効です。ただし、同年度内に家庭状況や就労状況等、状況が変わった場合には届出ください。また、次年度も引き続き利用の希望がある場合には再度申し込みが必要となります。

Q5 申込み後に認可外保育施設等に預けて就労等を開始した場合、どのような手続きが必要ですか。

A5 保育証明書及び就労（内定）証明書等の提出が必要となります。点数が変更になる場合があります。速やかにご提出ください。

Q6 きょうだいで申込をする場合、書類は人数分必要ですか？

A6 教育・保育給付認定申請書(兼)入所申込書、保育所等入所申込みの児童調査票、保育所等の入所に関する確認票、申込書補助票は人数分必要です。保育の必要性を確認する書類（就労証明書等）については人数分必要ですが、原本とコピーで結構です。

Q7 市外の保育所等に申込みをしたい場合は？

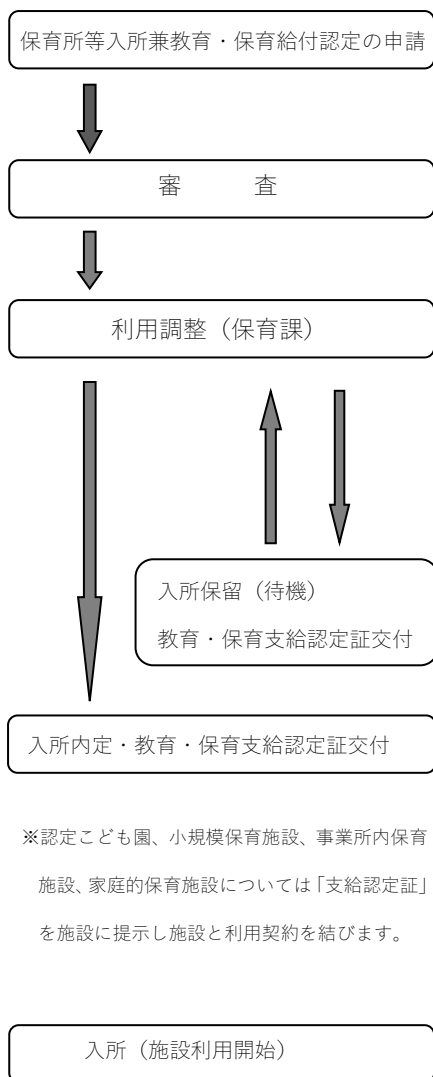
A7 鎌倉市外の保育所等に利用申込みをしたい場合には、鎌倉市の保育課に鎌倉市の申込書類で申込みをお願いします。ただし、希望先の市区町村によって必要書類、締め切り等、異なることがありますので、あらかじめ利用希望先市区町村にご確認のうえ申込みをお願いします。なお、市外の保育所等への申込みは郵送ではなく、直接窓口までお持ちください。

入所申込みの締め切り後、利用調整（入所審査）を行い、入所者の決定をします。

利用調整は審査会にて利用調整基準表を基に、各ご家庭の状況を点数化し行います。

なお、詳細につきましては利用調整基準表をご覧ください。また、利用調整基準については年度ごとに変更の可能性がありますので、ご注意ください。

（１）入所までの流れ



※認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設、家庭の保育施設については「支給認定証」を施設に提示し施設と利用契約を結びます。

・入所を希望する保育所等については、あらかじめ見学のうえ決定してください。

・提出書類等に不明な点がある場合は、電話・訪問等で調査を行います。

・定員に空きがある場合や新たに空きが出た場合に、利用調整を行います。申込み締切日までに提出されている書類をもとに保育の必要性を点数化し、点数の高い方から順番に利用調整を行います。

・希望された保育所等に空きがない場合や申込者が定員を上回り、選考の結果入所できなかった場合は、待機者として登録され、翌月以降に空きが出た時に選考の対象となります。

・提出いただいた書類は令和4年3月31日まで有効です。

・「教育・保育支給認定証」が届いても、保育所等への入所が内定したわけではありません。

・通知で内定のお知らせ、入所までの手続きのご案内をします。

・必要に応じて保育所等での面談、その後入所前面接を行います。

・保育所等の保育時間は、入所後概ね2週間程度、集団生活への適応などを目的として、基本の保育時間よりも短い保育時間（ならし保育）で始め、その後、保護者の就労実態等に応じ、必要な範囲での時間になります。

※ならし保育は、お子さんの状態によって異なるため、2週間以上になる場合もあります。また転園の場合もならし保育を行います。

(2) 入所可否等の結果について

入所申込受付期間内にお申込みいただいた方につきましては、下記のとおり、結果の発送を行います。

なお、結果についてはお電話でのお問い合わせにはお答えができませんのでご了承ください。

また入所が保留となっている間に保育の必要性の事由が変更になった場合や、市外転出等により申込みを取り下げる場合は、必要な手続きがございますので、保育課までご連絡ください。

令和3年度 4月入所	内 定	<p>内定通知を2月上旬までに郵送でお送りいたします。</p> <p>公立保育園に内定された場合は、面接のお知らせを後日郵送いたします。</p> <p>民間保育所、認定こども園、小規模保育室、事業所内保育室、家庭的保育事業施設に内定された方は、通知が届き次第、内定となった旨を施設にご連絡ください。その後、入所面接等、入所の準備を各施設とお進めください。</p> <p><u>また、内定を辞退する場合は、通知に記載のある期日までに保育課まで必ずご連絡のうえ「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。なお、認可保育所等からの転園による内定の辞退はできません。</u></p>
	保 留	<p>入所できない旨の通知を2月上旬までに郵送でお送りいたします。</p> <p>以降、お申込みの希望園の変更等を行う場合は、「保育所等入所申込変更届」を入所申込み締め切り日までにご提出ください。</p>
令和3年度 5月入所以降	内 定	<p>入所が内定となった場合、入所月の前月中旬頃にお電話にて内定の旨、ご連絡いたします。</p> <p>公立保育園に内定された場合は、保育課にて面接の日程を調整させていただきますので連絡をお待ちください。また、民間保育所、認定こども園、小規模保育室、事業所内保育室、家庭的保育事業施設に内定された方は、内定となった旨を施設にご連絡ください。その後、入所面接等、入所の準備を各施設とお進めください。</p> <p>なお、入所承諾通知は同月月末までに送付します。</p> <p><u>また、内定を辞退する場合は、保育課まで速やかにご連絡のうえ「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。なお、認可保育所等からの転園による内定の辞退はできません。</u></p>
	保 留	<p>保留通知を入所希望月の前月の20日から25日頃までに郵送でお送りいたします。</p> <p>以降、お申込みの希望園の変更等を行う場合は、「保育所等入所申込変更届」を入所申込み締め切り日までにご提出ください。</p>

Q&A - 利用調整（入所審査）について -

Q1 保育所等の入所はどのようにして決定するのですか？

A1 各ご家庭の保育の必要性を「利用調整基準表」に基づき点数化し、希望順位（第1希望～）による判定をせず、各施設の希望者の中で利用調整点数の高い順に決定します。「利用調整基準表」は、保育課窓口及びホームページ上で公開します。

Q2 点数はどのようにつけるのですか？

A2 「利用調整基準表」の（1）基本点数は、父母でそれぞれ1項目のみ点数がつきます。（保育要件部分）（2）調整点数については、世帯で該当の部分が加点されます。基本点数と調整点数の合計点数の高い方から内定となります。

Q3 利用調整点数が同点だった場合はどうなるのですか？

A3 利用調整基準が同点で並んだ場合は、以下の順で優先度について判断します。
①基本点数の合計が高い世帯 ②ひとり親世帯その他これに準ずる世帯 ③希望施設順位の高い方 ④育児休業の最長期間がより短い世帯 ⑤待機期間が長い世帯 ⑥世帯収入が低い世帯

Q4 利用調整基準点数をつける際の基準日はいつですか？

A4 申し込み締め切り日時点の状況で判断します。

Q5 内定の通知がきたが、辞退をする場合どうしたらいいですか？

A5 内定を辞退する場合は、必ず保育課にご連絡ください。辞退した際は、申し込みも取下げとなりますので、再度申し込みをする場合は、すべての書類を揃えて申し込みをしてください。また、前年度、前々年度に待機していた場合、待機の状況も無効となります。

(1) ならし保育について

保育所等の入所後、お子さんが保育所等の生活に慣れるまで、短い保育時間から始めて徐々に通常の保育時間にしてい、いわゆる「ならし保育」を2週間程度行っています（お子さんの状況によって異なるため、2週間以上になる場合もあります）。

転園の場合も「ならし保育」は必要です。「ならし保育」期間中はお迎えの時間が早くなります。ご協力をお願いいたします。

(2) 入所決定後の書類提出について

入所決定後は、速やかに下記書類を保育課までご提出ください。

保護者の状況	必要な書類
就労	不要
就労内定	就労を開始後、改めて「就労（内定）証明書」をご提出ください。
育児休業中	<u>入所後1ヶ月以内に復職</u> をし、「就労（内定）証明書」（復職日が記載されたもの）をご提出ください。
自営業	不要
求職中	<u>入所後3ヶ月以内に月64時間以上の就労を開始</u> し、「就労（内定）証明書」をご提出ください。また、 <u>保育要件が求職活動中から就労に変更になる</u> ので「支給認定変更申請書」もご提出ください。
疾病・負傷・障害	不要
産前産後	不要
通学	不要
介護・看護	不要

※必要な書類が不要なものについては、申込み時と変更がない場合、書類提出は不要ですが、転職をするなど変更がある場合は、改めて書類をご提出ください。また、保育要件が変更（就労要件で入所していたが、疾病の要件になる等）になる場合は、必要書類と「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。

(3) 入所の辞退について

入所内定後辞退をする場合は、速やかに保育課までご連絡のうえ「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。辞退をすると申込みが取下げとなりますので、再度入所申込みをする場合は必要書類全てを揃えて改めて申込みが必要になります。また、再度申込みをした際は、前年度、前々年度保留となっている場合の加点はされません。

Q&A - 入所決定後について-

Q1 第3希望の保育所等に決まりました。第1希望の保育所等に空きが出たら移れますか？

A1 複数の保育所等を申込み、いずれかの保育所等に決定した場合は、他の保育所等への申し込みの効力はなくなります。

Q2 入所後、復職はいつまでにすればいいですか？

A2 復職は、原則入所月の翌月の1日（休日の場合は翌平日）までです。必ずその日までに復職してください。4月入所の場合、5月の連休があるので連休明けの復職であれば問題ありません。

Q3 育児休業中で復職予定でしたが退職した場合どのようになりますか？

A3 復職予定で入所が内定した場合、復職することが入所するための条件となりますので内定取消または、退所となります。入所申込時点から状況が変わった場合はすぐに保育課までご連絡ください。

Q4 求職中で入所した場合いつまでに就労を開始すればいいですか？

A4 求職中で入所した場合、3ヶ月以内に月64時間以上の就労を開始してください。就労が開始されない場合、退所となります。

Q5 4月1日から復職するため、ならし保育の時間にお迎えに行けません。ならし保育を行なわないことはできますか？

A5 ならし保育は、お子さんが保育所等の生活に慣れるため必ず行ないます。ならし保育中のお迎えについては、ご協力ください。保護者の方以外に祖父母、ファミリーサポート、ベビーシッター等の手立てをお考えください。

Q6 保護者のどちらかが仕事が休みの日に預けることはできますか？

A6 保育所等では、保護者の方が保育できない時間の預かりになりますので、保護者の方がお休みの場合は、お子さんもお休みになります。

(1) 上のお子さんが保育所等に在園している場合

すでに上のお子さんが保育所等に在園しており育児休業を取得されていて上のお子さんが保育短時間になっている方については、下のお子様が入所される月に保育標準時間へ変更を行ってください。

なお、教育・保育給付認定変更は毎月1日から変更となります。申請書については、変更月の前月末までに保育課にご提出ください。

(例) 令和3年6月に下のお子様が入所が内定した場合

⇒上のお子さんは令和3年6月より保育標準時間に変更になるので、令和3年5月末までに教育・保育給付認定変更申請書をご提出ください。

(2) 保育所等に在園していて、産前産後休暇や育児休業を取得する場合

すでにお子さんが保育所等に在園しているときに、産前産後休暇及び育児休業を取得する際は、手続きが必要になります。また、育児休業期間中は、原則短い時間での預かりになりますので、教育・保育給付認定を保育短時間に変更してください。

なお、在園のお子さんの保育期間は下のお子さんが1歳の誕生日まで、また1歳の誕生日を迎える月に保育所等の入所申込みを行い、入所できなかった場合は、その年度末（3月31日）まで在園可能です。

必要書類および手続きについては以下の通りです。

産前産後休暇を取得する	母子健康手帳の表紙の保護者名がわかるページ及び分娩予定日のわかるページのコピーをご提出ください。
育児休業を取得する	育児休業期間が記載された「就労（内定）証明書」及び「支給認定変更申請書」をご提出ください。

保育コンシェルジュは、子育ての相談をお受けするだけではなく、保育園や幼稚園、一時預かりの利用など、保育サービスの利用を希望する皆さんの様々な悩みをお聞きし、それぞれのご家庭の状況に合ったものをご紹介します。皆さんの悩みを保育コンシェルジュに相談してみませんか？

こんなとき、保育コンシェルジュにご相談ください

- 一時的に、子どもを預かってもらえるところってある？
- 子育てに困ってしまった、どうしたらいい？
(泣き止まない、言うことを聞かない、つい怒ってしまうなど)
- これから仕事を探したい。保育園って申し込める？
- 保育園に入れなかった。どうしたらいい？



お問い合わせ	0467-61-3893 (直通)
受付時間	月～金曜日の午前8時半～午後5時15分まで (正午～午後1時は除く)

※相談は保育課窓口や地域の子育て活動の場、ご自宅のお近くに出向くことも可能です。

窓口での相談は予約制ではありませんが、事前にお電話をいただくと、スムーズです。